2 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1	今回のあっ	++ 4	.生介	神神
		ת נו (, = U	ノベジャーナー

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(30万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年3月31日まで 社会保険事務所職員に確認したところ、平成6年から7年3月ころに勤 務していたA社の報酬月額が実際よりも少なくなっていることが分かった。 源泉徴収票と給与明細書が見つかったので正しい報酬月額に訂正してほし

11

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人がA社を資格喪失した平成7年3月31日以降の同年11月22日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、6年1月から7年2月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主はこれらの遡及訂正については不明としているものの、 経営不振で資金繰りに苦労していたため、社会保険料を滞納していたと証言 している。

さらに、A社では、申立人以外の 88 人の標準報酬月額の記録も、申立人 と同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(24万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月21日から7年3月31日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が当時の報酬と大きく相違していることが分かった。退職後に勝手に記録が変えられていることは納得がいかないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人がA社を資格喪失した平成7年3月31日以降の同年11月22日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、5年12月から7年2月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主は、これらの遡及訂正の経緯については不明としているものの、経営不振で資金繰りに苦労していたため、社会保険料を滞納していたと証言している。

さらに、A社では、申立人以外の 88 人の標準報酬月額の記録も、申立人 と同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月1日から39年9月10日まで

② 昭和41年7月1日から43年12月25日まで

私は、A社に昭和38年3月1日から43年12月25日まで勤務していた。 その間の39年9月10日から41年7月1日までの厚生年金保険の加入記録は確認できたが、申立期間は確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において継続して勤務していたと申し立てているが、 社会保険事務所の記録によれば、A社における申立人の厚生年金保険被保険 者記録は、昭和 39 年 9 月 10 日から 41 年 7 月 1 日までとなっており、同社 において、厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、同社に約 3 年間勤務し たと証言しているが、当該同僚の被保険者記録が 8 か月間となっていること を踏まえると、同社においては、従業員の、そのすべての勤務期間について、 厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立ての事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立内容を確認できる資料は無い上、事業主も亡くなっているため、当時の役員及び元従業員に聴取したが、申立人についての記憶が無いことから、申立人の勤務当時の状況及び保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月1日から39年5月31日まで

② 昭和39年11月21日から41年10月1日まで

私は、昭和 41 年 9 月末でA社を退職した。同年 11 月 * 日に結婚式を挙げ、脱退手当金が支給されたとする同月 16 日にはB市の実家からC市に住所が変わっており、受け取った覚えが無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和41年11月16日に支給決定されている上、社会保険事務所には「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保管されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前の2年9か月間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。